

第1回兵庫県鳥インフルエンザ対策本部会議次第

日 時：令和7年12月16日(火) 9:00～

場 所：兵庫県災害対策センター災害対策本部室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認

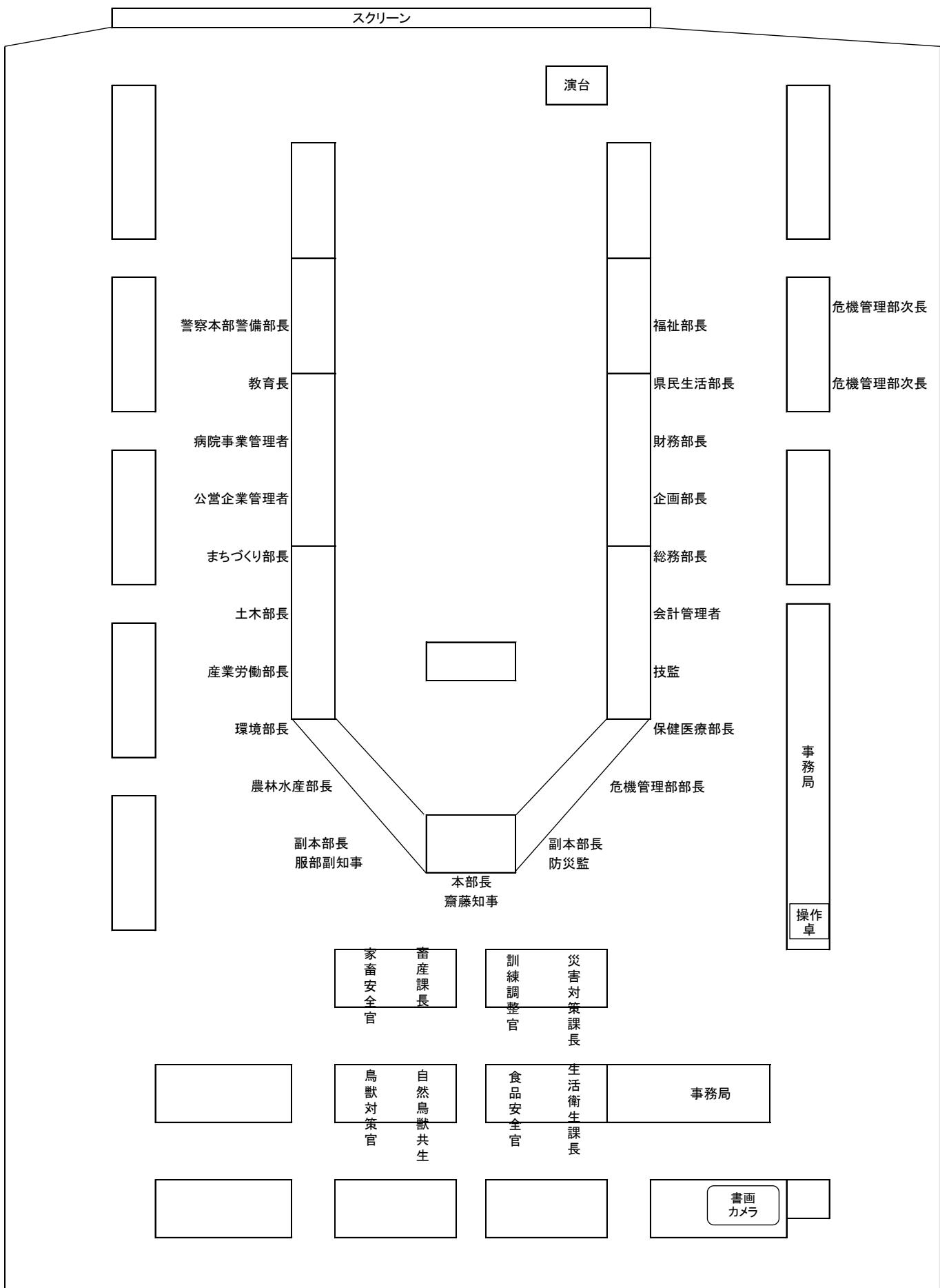
(2) 防疫対応

(3) 本部長（知事）指示事項

4 閉 会

兵庫県鳥インフルエンザ対策本部会議 配席図

令和7年12月16日



鳥インフルエンザ対策本部会議 (第1回)

日時：令和7年12月16日(火)9：00～
場所：災害対策センター 1F 本部室

議題

- 1 高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認
- 2 防疫対応
- 3 本部長（知事）指示

1 発生場所：姫路市 採卵鶏農場

2 飼養羽数：約240,000羽

(4 鶏舎のうち、1 鶏舎(62,800羽)で 死亡鶏の増加の報告)

(発生鶏舎：通常 1 日10羽程度の死亡 → 44羽が死亡)

12月15日（月）

9時00分：当該農場から死亡鶏が増えている旨、
姫路家畜保健衛生所（以下「家保」）に通報
11時00分：当該農場で簡易検査をしたところ陽性を確認
(死亡鶏8羽中8羽、生きた鶏2羽中0羽、
合計10羽中8羽)を確認

12月16日（火）

9時00分：遺伝子検査で陽性と判明したため、高病原性
鳥インフルエンザの疑似患畜と確定

1 農場への対応

- (1) 当該農場の部外者の立入制限、鶏卵の出荷等の自粛要請（完了済）
- (2) 当該農場の緊急消毒（完了済）
- (3) 制限区域内家きん飼養施設の異常の有無を家保が緊急調査⇒異常なし
(半径10km以内30戸、832,817羽)

2 体制

- (1) 兵庫県鳥インフルエンザ 対策本部設置（本部長：知事）
 - (2) 兵庫県鳥インフルエンザ 対策中播磨地方本部設置（本部長：県民センター長）
 - (3) 兵庫県鳥インフルエンザ 対策東播磨地方本部設置（本部長：県民局長） *
 - (4) 兵庫県鳥インフルエンザ 対策北播磨地方本部設置（本部長：県民局長） *
- * 制限区域内の飼養施設または消毒ボイントが存在するため設置

- 1 発生農場の家きん（約240,000羽）の殺処分、焼却、汚染物品・農場の消毒等
- 2 移動制限区域（半径3km以内）、搬出制限区域（半径3～10km以内）の設定
- 3 消毒ポイントの設置（4か所）
- 4 制限区域内（30戸、832,817羽）の毎日の死亡羽数の報告徵求

2-(2) 移動・搬出制限区域の設定

制限区域内の家きん

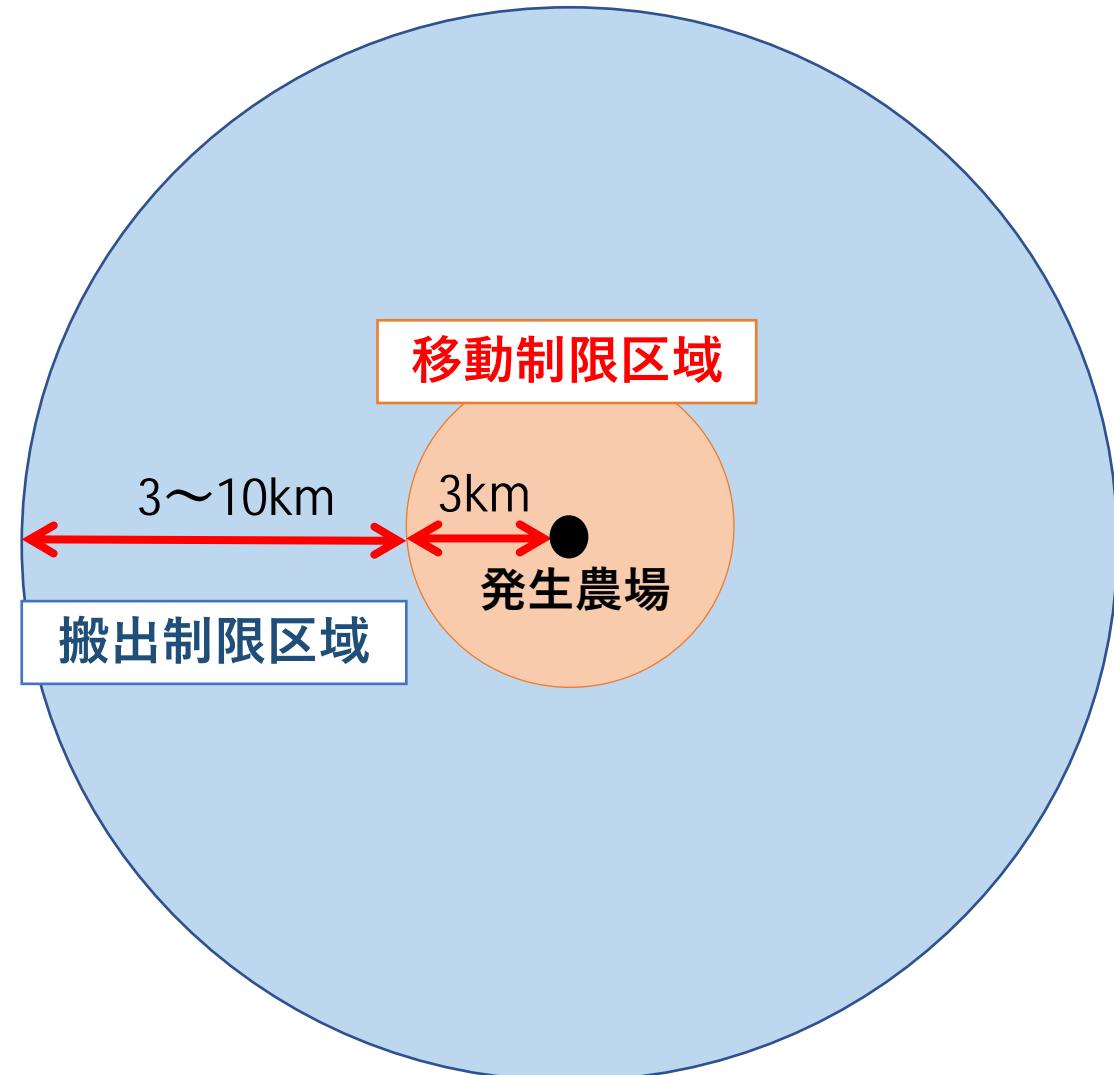
区域	家きん 飼養施設	飼養 羽数
移動制限 (3km以内)	2戸	27,443羽
搬出制限 (10km以内)	28戸	805,374羽

【移動制限区域】

原則発生農場より半径3km以内の区域において家きん等の移動を禁止する区域

【搬出制限区域】

原則発生農場より半径10km以内の移動制限区域に外接する区域において家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域



2-(3) 消毒ポイント（4か所）

7

区域	No	設置場所	住所	開設日時 運営時間
移動制限区域境界 (半径3km付近)	1	姫路市農業振興センター 青草広場	姫路市山田町多田 1174-47	12月16日 9:00 24時間体制
搬出制限区域境界 (半径10km付近)	2	兵庫県姫路総合庁舎	姫路市北条1丁目98	12月16日 9:00 24時間体制
	3	夢前スマートIC休憩所	姫路市夢前町前之庄	12月16日 9:00 24時間体制
	4	加西市学校給食センター 跡地	加西市下宮木町409-1	12月16日 9:00 24時間体制

2-(4) 消毒ポイント（4か所）

8



1 対象 約240,000羽

2 殺処分における動員者の確保

家畜防疫員(獣医師)が防疫作業を先導

県民局・本庁において県職員を招集

民間事業者、県外家畜防疫員の派遣依頼

3 職員集合場所

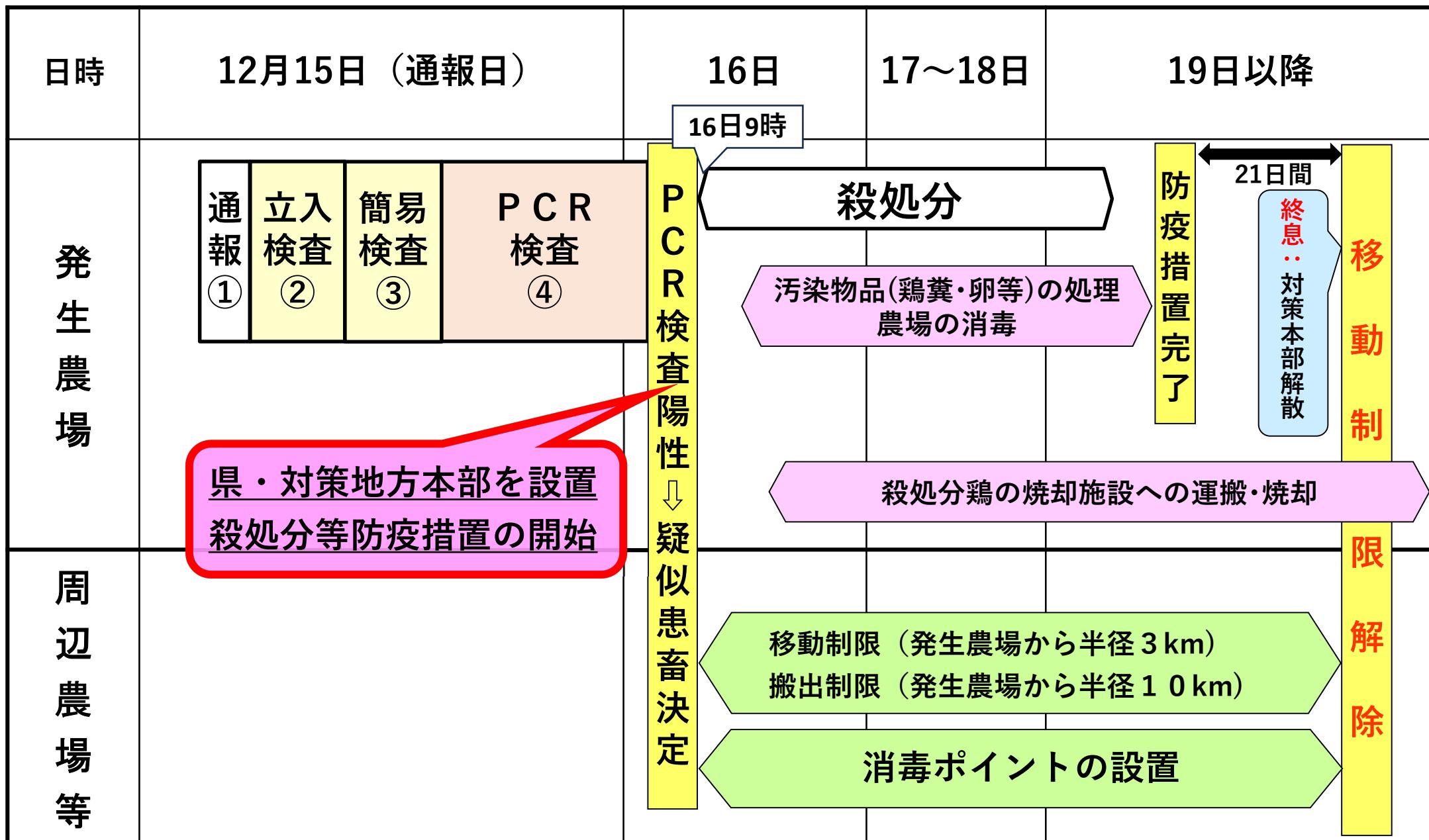
中播磨県民センター

4 殺処分開始

12月16日 (火) 9:00~

- 1 県内家きん飼養施設や関係団体へ情報提供
- 2 県内家きん飼養施設に対し、農場への出入りの制限、消毒の徹底等一層強化するよう文書で再度注意喚起
- 3 県民からの総合相談窓口の開設
 - (1) 中播磨県民センター
総合相談担当 TEL 079-281-9325
 - (2) 開設日時：月～金（祝祭日除く） 9時00分～17時00分

2-(7) 防疫措置スケジュール



- 1 家畜伝染病予防法に基づく発生農場の速やかな防疫作業を進めること。
- 2 他の養鶏場へのまん延防止措置についても万全を期すること。
- 3 現場の状況をしっかりと把握し、県民に対して正確な情報を迅速に伝えること。
- 4 関係部局が緊密に連携し、全庁をあげて対応すること。

記者発表（資料配付）			
月／日 (曜日)	所属名 (担当班名)	電話	発表者名 (担当者名)
12／16 (火)	兵庫県鳥インフルエンザ 対策本部事務局 対策班	078-362-3451 (内線 74435)	対策班長 中家 一郎 (副班長 岡田 崇)

姫路市における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認

姫路市において発生しました高病原性鳥インフルエンザを疑う事例について、遺伝子検査等を行った結果、疑似患畜であることが確認されました。県では、国の指針に基づき、当該農場の飼養鶏の殺処分等、必要な防疫措置を開始することとしましたので、お知らせします。

なお、防疫措置を迅速かつ円滑に実施するため、本日、兵庫県鳥インフルエンザ対策本部会議を開催しました。

記

1 農場の概要

農場所在地：姫路市

飼養状況：採卵鶏 約 24 万羽

2 経過

- (1) 12月15日9時頃、当該農場から死亡鶏が増えている旨、姫路家畜保健衛生所に通報
- (2) 同日11時、当該農場で簡易検査をしたところ陽性（死亡鶏8羽中8羽、生きた鶏2羽中0羽、合計10羽中8羽）を確認
- (3) その後、遺伝子検査でH5亜型陽性と判明したため、16日9時に高病原性鳥インフルエンザの「疑似患畜」と確定、9時から殺処分を開始
- (4) 今後、農研機構動物衛生研究部門において遺伝子型を解析予定

3 県の初動対応

- (1) 「兵庫県鳥インフルエンザ対策本部」、「同中播磨地方本部」「同東播磨地方本部」「同北播磨地方本部」の設置（16日9時設置）
- (2) 当該農場の部外者の立入制限、鶏卵の出荷等の自粛要請（完了済み）
- (3) 当該農場の緊急消毒（完了済み）
- (4) 制限区域内家きん農場の異常の有無を姫路家畜保健衛生所が緊急調査（完了済み、異常なし）
- (5) 当該農場の飼養鶏の殺処分及び殺処分鶏の焼却、汚染物品の処理

(6) 当該農場からの移動制限区域、搬出制限区域の設定

区 域	家きん飼養施設数	飼養羽数
移動制限区域（半径 3km 以内）	2 戸	27,443 羽
搬出制限区域（半径 10km 以内）	28 戸	805,374 羽

(7) 消毒ポイントの設置（4箇所、別紙※参照）

4 発生予防対策の徹底

- (1) 各家畜保健衛生所を通じて全ての家きん飼養施設に対し、①異常家きん発生時の早期通報、②家きん舎のチェック等飼養管理、③消毒など、最大限の防疫対策の徹底。あわせて、関係団体（県養鶏協会、全国農業協同組合連合会兵庫県本部、県配合飼料価格安定基金協会等）に情報提供
- (2) 家きん飼養施設からの防疫対策や経営対策等の相談窓口を設置
 - ・中播磨県民センター 総合相談担当 TEL 079-281-9325
開設日時：月から金（祝祭日除く） 9時00分～17時00分

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、以下の消毒ポイントを設置しました。



設置場所	住所	備考
①姫路市農業振興センター 青草広場	姫路市山田町多田1174-47	
②兵庫県姫路総合庁舎	姫路市北条1-98	
③夢前スマートインター休憩所	姫路市夢前町前之庄	
④加西市学校給食センター跡地	加西市下宮木町409-1	国道372号線沿い

【消毒ポイントの開設時刻】

①～④: 令和7年12月16日(火) 9:00(24時間運営)